

# 地区防災計画

## 池田市莊園 1・2 (1・2) 丁目

令和 7 年 (2025 年) 7 月

莊園 1 丁目防災会



## 目 次

はじめに 『地区防災計画とは?』	3
1 地区の特徴	4
2 防災活動	
(1) 活動体制	7
(2) 活動目標	9
(3) 平常時の取り組み	11
(4) 災害発生時の行動	17
3 地区防災マップ	
(1) 莊園防災マップ危険箇所	22
(2) 淀川水系 箕面川・茶長阪川・石澄川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）拡大図1	23
(3) 池田市ため池ハザードマップ【二尾池・舟池】	24
(4) 池田市活断層図（五月丘断層・坊島断層・野畠断層）	25
(5) 南海トラフ巨大地震・有馬－高槻断層帯地震・上町断層帯地震の影響	26
4 防災関係施設・資機材等リスト	27
5 地区防災タイムライン	29

## 添付資料

- 1 「災害時安否確認訓練」
- 2 「災害が起きたら黄色を掲げて無事か知らせよう」
- 3 「災害時安否確認訓練を実施しました」

## はじめに 『地区防災計画とは？』

平成 23 年（2011 年）に発生した東日本大震災において、自助、共助及び公助がうまく噛み合わない場合、大規模広域災害対策が円滑に機能しない事が問題となつた。その際の教訓として、平成 25 年（2013 年）の災害対策基本法の改正時に、地域コミュニティの防災力強化の観点から、市町村内の一 定の地区に居住する者及び事業者が一体となり、市町村防災会議に対し、自らの地区で作成した『地区防災計画』を所管する市町村地域防災計画の一部とするよう提案できる制度が創設された。これにより、市町村の防災活動と地区の防災活動が連携して地域の防災力を向上させることができるものと期待されている。

本会では、この『地区防災計画』を策定したことを契機として、地区として災害に適切に対応するため、平常時及び災害時（非常時）の取り組みを明確化することにより、「命を守る。みんなで助かる。」をスローガンとして防災力の向上を目指す。

## 1 地区の特徴

### (1) 地区の範囲

莊園1丁目～2丁目（1・2）、北豊島小学校・北豊島中学校学区

### (2) 自然条件

- 地形は緩扇状地で、北東側が高く、南西側に緩やかに傾斜しており、地盤は、河川が山地から平野部に流れ出る際に形成される砂礫地盤となっている。
- 標高は、莊園1丁目が28.6m、莊園2丁目が26.7mである。

（参考：国土地理院）

- 液状化の可能性は、比較的低い。 （参考：防災科学技術研究所）

### (3) 社会条件

- 莊園地区は、大正末に日本住宅（株）が開発を始め、昭和4年に阪急電鉄が引き継いだ住宅地で、創設者の故小林一三氏が京都の碁盤の目を模して開発・分譲された閑静な住宅地であるため、道路幅が非常に狭いことが防災上の問題点である。
- 地区内の人口は1,835人、871世帯となっている。（2025年3月31日現在）
- 65歳以上の高齢者が占める割合は、26.9%と高齢化が進んでいる。
- 近年、若い世代の居住者が増え、小学校区では市内で1・2位を争うほど児童の人口が増加している。

### (4) 過去の災害被害

- 昭和36年（1961年） 第2室戸台風

暴風（風速33.3m/s、最大風速50.6m/s）により、家屋の屋根が飛ぶ被害あり。

- 平成6年（1994年） 伊丹豪雨

文化会館南北線が内水氾濫により冠水し、車両の走行が困難となった。この際、莊園地区のほとんどが床下浸水となり、莊園1丁目12-21～15では川が氾濫したため床上浸水となった。

- ・ 平成 7 年 (1995 年) 阪神淡路大震災  
屋根瓦の落下、外壁への亀裂やアパートが半壊する被害がみられた。
- ・ 平成 30 年 (2018 年) 6 月 大阪北部地震  
莊園地区では、震度 5 弱の揺れに見舞われ、屋根瓦の落下や庭の灯籠が倒れる等の被害がみられた。
- ・ 平成 30 年 (2018 年) 9 月 台風 21 号  
強風による飛来物 (トタン・屋根瓦) による被害あり。

#### (5) 災害リスク・今後予想される被害

##### ア 地 震

本地区において、最も危険な災害です。(資料は「3 地区防災マップ」を参照)  
地区の周辺には、北に五月丘断層、隣接して坊島断層、南に野畠断層の 3 本の断層が存在している。この断層が動いた場合、M 7.9、震度 7 の地震を引き起こすといわれている。(地震調査研究推進本部資料。2020 年 1 月発表)

現在、地震予知は困難であり、まずは自分の命は自分で守り (自助)、家族や近隣の人たちを守る (共助) ことが大切である。

##### イ 水 害

- ・ 北側に隣接する鉢塚地区には水月公園があり、公園内のため池 (二尾池・舟池) が大雨等により決壊した場合、約 30,000 m<sup>3</sup> の土石流が下流となる莊園地区にも 10 分以内に流れ込むと推定され、莊園 1 丁目 1・2 地区では、その高さが 50cm~3m になると思われる。(参考: 池田市ため池ハザードマップ)

ため池の決壊に際しては、対応は時間との闘いとなり、地区の地形を考慮して東に逃げる、時間がない場合は、垂直避難 (自宅の 2 階や近隣のマンション等周囲より高いところに避難すること。) することが有効である。また屋外で避難する場合には「率先避難」(自ら率先して行動しつつ、周囲にも「～へ逃げろ」等、大

声での声掛けをしながら避難すること。) を心がけることが大切である。

- ・ 荘園1丁目4, 12-21は、周囲と比較して低い土地であるため、洪水による浸水に注意が必要である。(深さ50cm未満、床下浸水級と想定されています。)  
洪水が予想される場合には、早めの避難が必要である。
- ・ 荘園1丁目5-14、13-10、莊園2丁目全域は、最悪の場合、洪水による浸水が発生し、その深さが50cm～3mと床上浸水級になることが想定されている。  
洪水が予想される場合には、早めの避難が必要である。

#### ウ 火 災

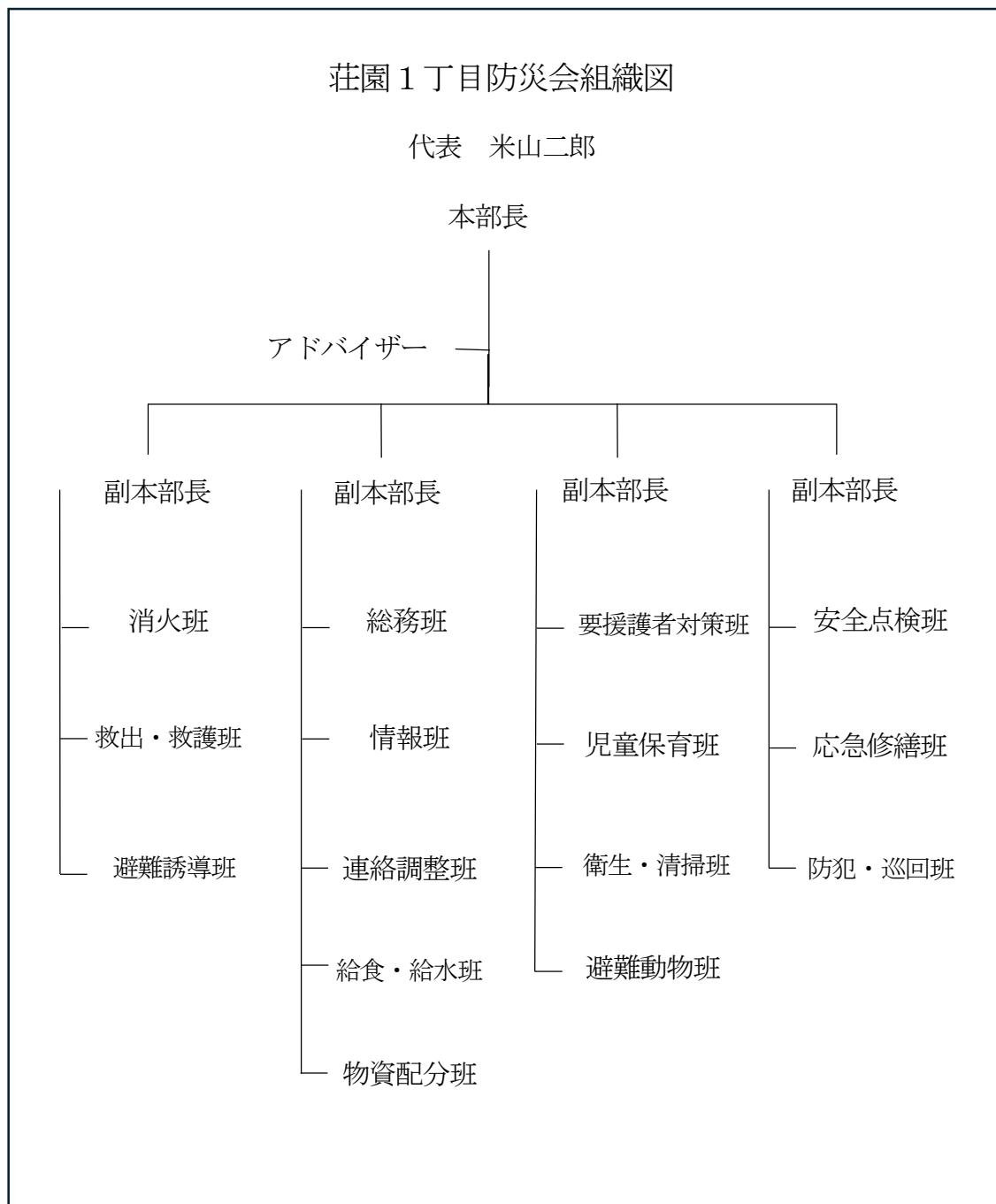
- ・ 荘園地区は、道路幅が狭い(最小2.4m)ため、消防車両等の緊急車両の進入に支障を及ぼす可能性がある。また、莊園1丁目9は消火栓まで100mを超える地域にあるため、消火器を多めに設置する等、初期消火に対する留意が必要である。  
(当該地区の住民には提案済)

## 2 防災活動

### (1) 活動体制

#### ア 荘園1丁目防災会の組織

災害発生時に応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、また、平常時での活動をより円滑に行うため、「莊園1丁目防災会」を下図のように組織している。



## イ 各班の役割

各班の役割（平常時・災害発生時）は下表のとおりである。

班	平常時の役割	災害発生時の役割
消火班	消火器の使い方、消火訓練、火災予防	出火防止対策、初期消火の活動、火災の警戒
救出・救護班	救出用資機材の調達と整備、救出技術の取得	救出・救護活動、防災関係機関への協力
避難誘導班	集合場所、避難路（所）の安全点検、避難訓練	避難の呼びかけ、避難人員の点検、安全な避難誘導
総務班	全体調整	全体調整、被害・避難状況の全体把握
情報班	地震の基礎知識普及、巡回広報、情報収集伝達	情報の収集伝達、デマ防止、関係機関への被害報告
連絡調整班	近隣の他団体との事前調整	他団体との調整
給食・給水班	器具点検	水、食料等の配分・炊き出し等、燃料確保、給食、給水活動
物資配分班	個人備蓄等啓発活動	物資配分、物資需要の把握
要援護者対策班	災害時要援護者の把握、対策の検討	災害時用援護者の避難呼びかけ、人員点呼安全誘導
児童保育班	防災教育・心理的サポート、安心感を与える環境	迅速な避難、心理的ケア、被虐待児障害児への配慮
衛生・清掃班	仮設トイレの対策検討	し尿処理、ゴミの処理対策、避難経路の障害物の撤去
避難動物班	必要な物資の準備、健康管理、ケージに慣れる	他の避難者に対してのルールを守る、十分な水の用意
安全点検班	地域の巡回点検、危険物の調査	災害後の巡回、危険箇所の広報
応急修繕班	資機材と技術者の連携検討	応急処理の支援
防犯・巡回班	警察との連絡体制	防犯巡回活動（震災後は、特別警戒）

## (2) 活動目標

### ア 当面の目標

#### (ア) 安否確認訓練の実施（毎年1回実施）

震度5強以上の地震により、家の中に入人が閉じ込められていないかを「安否確認リボン」の玄関先等への掲示の有無によって近隣者等が確認する訓練をいい、掲示がない場合、消防・警察等に通報しつつ、住民で可能な限りの救助活動を行うもの。

参考資料：① 訓練実施伝達書 添付資料1「災害時安否確認訓練」

② 訓練周知ポスター

添付資料2「災害が起きたら黄色を掲げて無事か知らせよう」

③ 訓練完了伝達書 添付資料3「災害時安否確認訓練を実施しました」

#### 【過去の実施状況】

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
実施日	R 5. 3	R 5. 6	R 5. 9	R 6. 11	R 7. 7
掲示率	58%	70.3%	72.6%	61.9%	76.3%

#### (イ) 災害発生から救急要請までの一連の流れに沿った訓練の随時実施

災害発生→安否確認→救出・救護活動→搬送・初期治療→救急要請の一連の訓練を実施する。

参考 過去に実施した訓練の内容

- ・ 地区の防災訓練として、倒壊家屋からの救出作業（消防隊員による教育）、負傷者の応急処置の仕方（区内在住の看護師による教育）、避難所運営訓練（莊園第2公園において、災害本部の設置～避難所開設・運営までを訓練）、避難所運営ゲーム（HUG）（莊園会館内における机上訓練）を2回実施した。

イ 中長期的な目標

課題	内容	達成目標・時期
担い手の育成	市が開催している自主防災組織リーダー育成研修への参加や防災士資格取得のための研修の受講を通じて次世代を育成する。	令和8年度までに、防災士資格取得者を2名育成する。
井戸水マップの作成	いつ、誰が、何用（飲用・生活用水用）に使用できるかを付記した井戸水の分布図を避難所等に掲示する	令和8年度までに完成させる。
マイタイムラインの普及	マイタイムラインの作成支援を行う。 (マイタイムラインとは、住民一人一人が自ら考え命を守る避難行動を取るための防災行動を時系列に整理したもの)	令和8年度までに、各家庭の作成率70%
隣接地区との協力・連携	大規模災害が発生した場合、本地区のみでできることには限界があるため、隣接地区と連携を図る。	令和9年度までに、隣接地区との合同防災訓練を実施する。
備蓄等の啓発活動	大規模災害に対応できるよう各家庭の備蓄品を充実（最低1週間分）	令和8年度までに備蓄率80%

### (3) 平常時の取り組み

#### ア 出火防止【個人が実施すること】

大規模地震等において、火災の発生が被害を拡大させる原因となるため、各家庭においては主として下記の事項に点検整備を行う。

##### (ア) 火気使用設備・器具の整備及びその周辺の整理整頓状況

##### (イ) 可燃性危険物等の保管状況

##### (ウ) 消火器等消防資機材の整備状況

##### (エ) その他建物等の危険箇所の状況

##### (オ) 住居用防災機器設置状況

#### イ 防災意識の向上【防災会が実施すること】

##### (ア) 防災ワークショップやイベントの開催

地域で防災訓練や備蓄の重要性を学べる講習会等を企画し、安全な避難所の場所やアクセス方法を把握させるほか、災害時の連絡方法を話し合う機会を設定する等提案することにより、家庭内での防災意識を啓発する。

##### (イ) 地域イベントの場の活用

防災訓練と地域のお祭りを組み合わせ、住民全員が楽しく参加できる場を設定し、防災への意識向上を図る。

#### ウ 地域における防災関連情報の収集【防災会が実施すること】

##### (ア) 避難ルートの確認

経路のみでなく、障害物発生の可能性を勘案し、安全な避難ルートを常に把握する。

##### (イ) 避難所として使用する施設の把握

収容人数、保有資材・物資（不足資材・物資）、各設備の状態等を把握する。

##### (ウ) 要支援者のリストアップ

地区内の高齢者、乳幼児、障がいを持つ方等の要支援者を把握する。

(エ) 各班内の役割分担

各班において、誰がどの役割を担当するかあらかじめ明確にしておく。

エ 連絡体制の整備【防災会が実施すること】

災害発生時に応急活動を迅速かつ的確に対応するための基本であり、確実に整備するとともに、適宜修正し、常に最新の状態を保つ。

(ア) 連絡網の作成と更新

個人情報保護に注意し、住民一人一人の連絡先を含めたリストを作成する。

(イ) 多様な連絡手段の確保

電話、メール、SNS、メッセージアプリ等、複数の連絡手段を用意することで、通信手段の一部が使用できない場合においても連絡手段を確保する。

(ウ) 定期的な訓練や模擬体験の場の活用

平常時の訓練や避難訓練を通じて、連絡体制の実効性を確認する。

オ 防災訓練の実施【防災会が実施すること】

大地震等の災害に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に実施できるようにするため、次のように防災訓練を実施する。

(ア) 訓練の区分

大きく練習型訓練と体験イベント型訓練に区分する。

a 練習型訓練

主として防災会スタッフが災害時の活動を練習するための訓練をいう。

(a) 個別訓練

各班の「災害発時の役割」に関する訓練という。

(b) 総合訓練

2つ以上の個別訓練を連携させて行う訓練をいう。

b 体験イベント型訓練

イベントを通じて地域住民の防災意識を高めるための訓練をいう。

(イ) 訓練の時期及び回数

総合訓練にあっては年1回以上、個別訓練にあっては隨時実施する。

(過去の実績として、両訓練を10年間で14回実施済)

(ウ) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、訓練の目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

カ 救出・救助技術の習得【防災会が実施すること】

(ア) 救助訓練の実施

地域の消防団や消防署の協力を得て、心肺蘇生やAEDの使用法、ロープ技術、ケガ人の搬送方法などの実技訓練を定期的に行う。

(イ) 防災ワークショップや講座の開催

防災士による講座等の開催、参加を通じて災害対応に必要な知識やスキルを学ぶ場を設定する。

(ウ) 救出用資機材の調達と整備

計画的に資機材の充実・更新を図るほか、資機材の組立てや使用法について習得する。

キ 物資の備蓄に係る情報の発信等【防災会が実施すること】

(ア) 個人が備蓄すべき基本的な情報（水・食料を最低3日分、出来れば1週間分）を発信する。

(イ) 非常用品のリスト（水、食料、医薬品、懐中電灯、乾電池、応急手当用品、ラジオ、携帯電話用充電器等）を配布する。

## ク 避難行動要支援者対策【防災会が実施すること】

### (ア) 個別避難計画の概要

#### a 災害時の避難支援の関係者

##### (a) 被支援者

避難行動要支援者

##### (b) 支援者

被支援者の家族等、近隣住民、莊園地域避難支援協議会員、民生委員、社会福祉協議会員、福祉関係職員、消防団員等

#### b 個別避難計画の作成根拠

災害対策基本法に基づき、市町村長は、災害時に自力で避難することが困難な人々（高齢者、障がい者、乳幼児、妊娠婦、外国人等）を対象に、円滑かつ迅速な避難を支援するため「避難行動要支援者名簿」（登録に不同意な者を除く。）を作成することが義務付けられており、この名簿に基づき「個別避難計画」を作成するよう努めることとされている。しかしながら、自治体が数千から数万に及ぶ「個別避難計画」を作成することは容易でなく、地域コミュニティの支援が不可欠となっている。

このため、防災会は市と連携し、「避難行動要支援者名簿」を定期的に更新・把握して、実効性ある「個別避難計画」の作成に協力する。

### (イ) 個別避難計画の作成

#### a 莊園地域避難支援協議会（莊園1丁目防災会・莊園会防災会・自治会・住民代表によって構成）、民生委員、社会福祉協議会が協力して作成する。

作成の流れは以下のとおり。

##### (a) 各協力組織の役割分担について明確にする。

##### (b) 要支援者名簿を基に、個別訪問の担当割を行う。

- (c) 要支援者に対して個別訪問する。

莊園地域避難支援協議会、居住地区の班長、民生委員が協力し、被支援者から聞き取り等を行う。この際、個人情報保護上、2～3名程度の人員で行う。聞き取りは、当初計画作成の趣旨について説明したのち、生活状況等について聴取するが、聞き取りが困難な場合は計画書への記入を依頼する。

b 計画書の作成・提出

- (a) 聞き取り内容を基に、市の様式を用いて計画書を作成する。

(計画書への記入を依頼した場合は、計画書を取りまとめる。)

※ 「避難行動要支援者の個別避難計画」の様式は p 19～20 参照

- (b) 被支援者に有効な支援者が見つからない場合、被支援者に対し、莊園地域避難支援協議会の名簿への登録をお願いし、協議会で検討する。

- (c) 作成した計画書は、被支援者の同意を得て、関係者間で共有するとともに、  
写しを市（危機管理課）へ提出する。

- (d) 本防災会としての個人情報の取扱いに関するルールは以下のとおり。

- 個人情報管理責任者： 莊園地域避難支援協議会会長
- 個人情報は、適切な場所で保管
- 取得する個人情報の範囲

氏名、生年月日等の基本情報、緊急連絡先、家族構成、支援を必要とする理由（要介護や障害の程度、病歴等）、必要な支援内容等

- 個人情報を共有する範囲  
莊園地域避難支援協議会役員、支援者
- 利用目的  
避難支援の体制や災害時の避難誘導のため
- 被支援者から情報共有することについて同意を得る。

(情報共有する内容、個人情報を共有する範囲)

(ウ) 個別避難計画作成のための取り組み

a 関係者間での調整会議の実施

被支援者の家族や関係者が集まり、被支援者の状況や支援内容、避難方法等を話し合う。

b 避難訓練の実施

計画に基づいた避難訓練を実施し、計画を検証するとともに、被支援者及び家族等の避難への信頼・理解を促進する。

ケ 地域内事業者（保育所）との連携【防災会が実施すること】

保育所には、自力避難はもとより自力歩行も困難な乳幼児も在籍しているため、避難の安全性の確保について防災会と保育所が連携して検討する。

(ア) 情報共有

a 災害の発生状況や避難指示等の情報を防災会から保育所に迅速に伝達する。

b 保育所は、園児や保護者の避難状況、負傷者や孤立者などの情報を防災会に伝達し、防災会は状況に応じて支援する。

c 情報共有は、防災情報アプリやSNS等を通じて行う。

(イ) 連携訓練

a 定期的な防災訓練（避難訓練）

防災会と保育所が合同で避難訓練を実施し、避難準備、避難方法、避難経路及び総所要時間等を定期的に確認することを通じて、要領の改善及び相互連携の深化を図る。この際、厚生労働省の「保育所防災マニュアル」を活用する。

b ロールプレイング訓練

災害発生時の状況を想定して、防災会と保育所が連携して具体的な対応手順等を検討・確認し、避難要領に反映する。

#### (4) 災害発生時の行動

##### ア 身の安全確保【個人が実施すること】

###### (ア) 安全な場所への移動

地震や洪水の際は、高い場所や、頑丈な建物に避難する。

###### (イ) 自己の身体を守る

頭部を落下物から守るために、手やクッションで保護する。

###### (ウ) 情報の確認

周辺の状況や気象情報、市役所からの最新情報を確認する。

##### イ 情報収集・伝達【防災会が実施すること】

(ア) 地域内の災害情報や防災関係機関・報道機関等から提供される情報を収集するとともに、必要な情報を地域住民や防災関係機関に伝達する。災害時はデマが横行するため正しい情報を収集する。

(イ) 防災会は、連絡網を通じて情報を発信するほか、個人は家庭や職場の連絡網を活用して、迅速に情報を共有する。

##### ウ 救出・救護【防災会が実施すること】

(ア) 救出・救護班は、災害により救出救護を要する者が生じた場合は、直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、これに協力する。

(イ) 避難誘導・救出救護班は、防災関係機関による救出が必要と認めた場合、防災関係機関に出動要請をするとともに、本部長に報告する。

##### エ 避難誘導【防災会が実施すること】

災害発生時において、地域住民の人命に危険が生じる恐れがある場合は、次のように避難を行う。

###### (ア) 避難誘導の指示

市から避難指示及び避難勧告が発出されたとき、又は代表が必要であると認

めた時、本部長は避難誘導班に対して避難誘導の実施を指示する。

(イ) 避難誘導・安否確認

避難誘導班は、本部長からの避難誘導の指示を受けたときは、速やかに住民を避難所（避難場所）に誘導するとともに、安否確認を実施して、救出・救護活動全般の迅速化を図る。

才 避難所（避難場所）の管理・運営【防災会が実施すること】

(ア) 適切な物資の管理や生活環境整備、特に食料や水の確保、トイレの設置と安全な空間の確保を考慮して活動するとともに、在宅避難者に対しても情報提供を行うとともに地域全体のネットワークを活用して物資や支援を届ける仕組みを構築する。

(イ) 物資の仕分け要領

- a 備蓄品のリストを準備する。
- b 各種物資の梱包等の確認しやすい位置に、シールやラベルを貼付する。  
この際、シールの色は物資の区分ごとに統一したものを使用する。
- c 物資区分毎に専用スペースを確保した上で作業し、混乱を避ける。

カ 炊き出し【防災会が実施すること】

(ア) 調理チームは、調理経験のあるスタッフや調理経験のあるボランティアにより構成し、効率的に業務が実施できるようにする。

(イ) 簡単で栄養バランスの良いメニューにする。

おにぎりや味噌汁、スープ等、調理しやすい料理が一般的

(ウ) 衛生管理を徹底する。

手洗いや道具の消毒を確実に行い、食中毒を防止する。

避難行動要支援者の個別避難計画

作成日：令和 年 月 日

要 支 援 者	氏名				
	住所				
	生年月日	M. T. S. H. R	年	月	日
	電話番号	(自宅) (FAX) (携帯)	性別		男・女
	同居家族				
	区分	<input type="checkbox"/> 要介護認定3～5 <input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳1・2級 <input type="checkbox"/> 療育手帳A <input type="checkbox"/> 精神障がい者保健福祉手帳1級 <input type="checkbox"/> 80歳以上の高齢者のみの世帯 <input type="checkbox"/> 上記以外で市が支援を必要とすると認めた方			
	避難時に配慮しなければならない事項	<p>【あてはまるものすべてに☑】</p> <input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/> 音が聞こえない(聞き取りにくい) <input type="checkbox"/> 物が見えない(見えにくい) <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解がむずかしい <input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない <input type="checkbox"/> 車いすが必要 <input type="checkbox"/> 常備薬がある <input type="checkbox"/> 食事に介護が必要 <input type="checkbox"/> その他			
	その他留意事項	【普段いる部屋、寝室の位置、目印など】			

緊急連絡先	①	氏名等	(続柄： )	住所	
				電話	
②	氏名等	(続柄： )		住所	
				電話	

地域支援者	①	氏名等	(関係： )	住所	
				電話	
②	氏名等	(関係： )		住所	
				電話	
③	氏名等	(関係： )		住所	
				電話	

指定緊急避難場所	①	対象災害：	(電話	—	)
	②	対象災害：	(電話	—	)
	③	対象災害：	(電話	—	)
指定一般避難所			(電話	—	)
			(電話	—	)

救急医療情報キット（キット安心ふくまるくん）の配布状況					
配布済み	・	未配布	<u>※ 保管場所</u>		
緊急連絡機関					
池田警察署	072-753-1234	池田市役所	072-752-1111		
池田市消防署	072-751-0119	協議会会長			
備考					

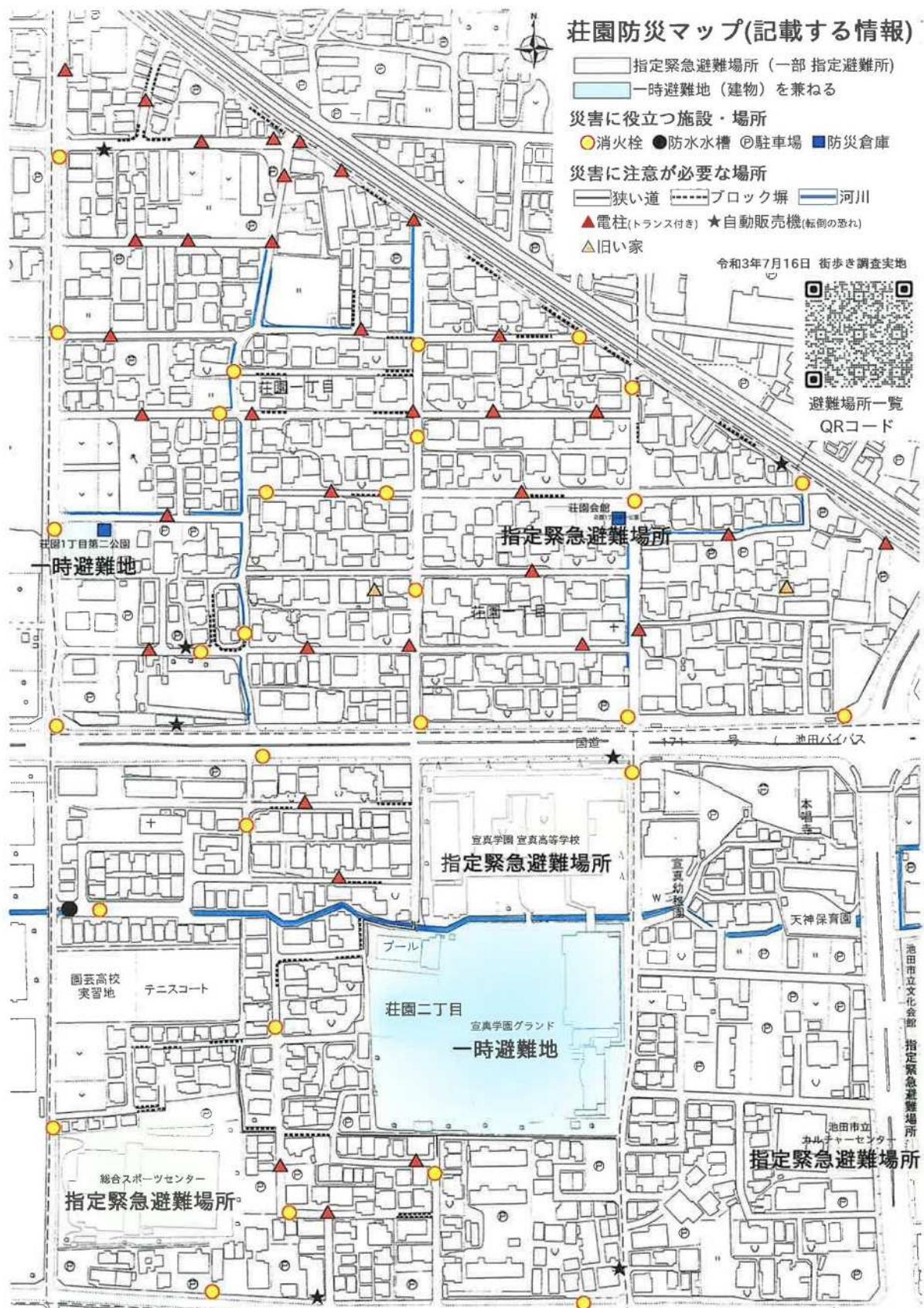
令和 年 月 日

上記記載内容に誤りがないことを確認するとともに、避難支援者で共有すること及び池田市に報告することを了承します。

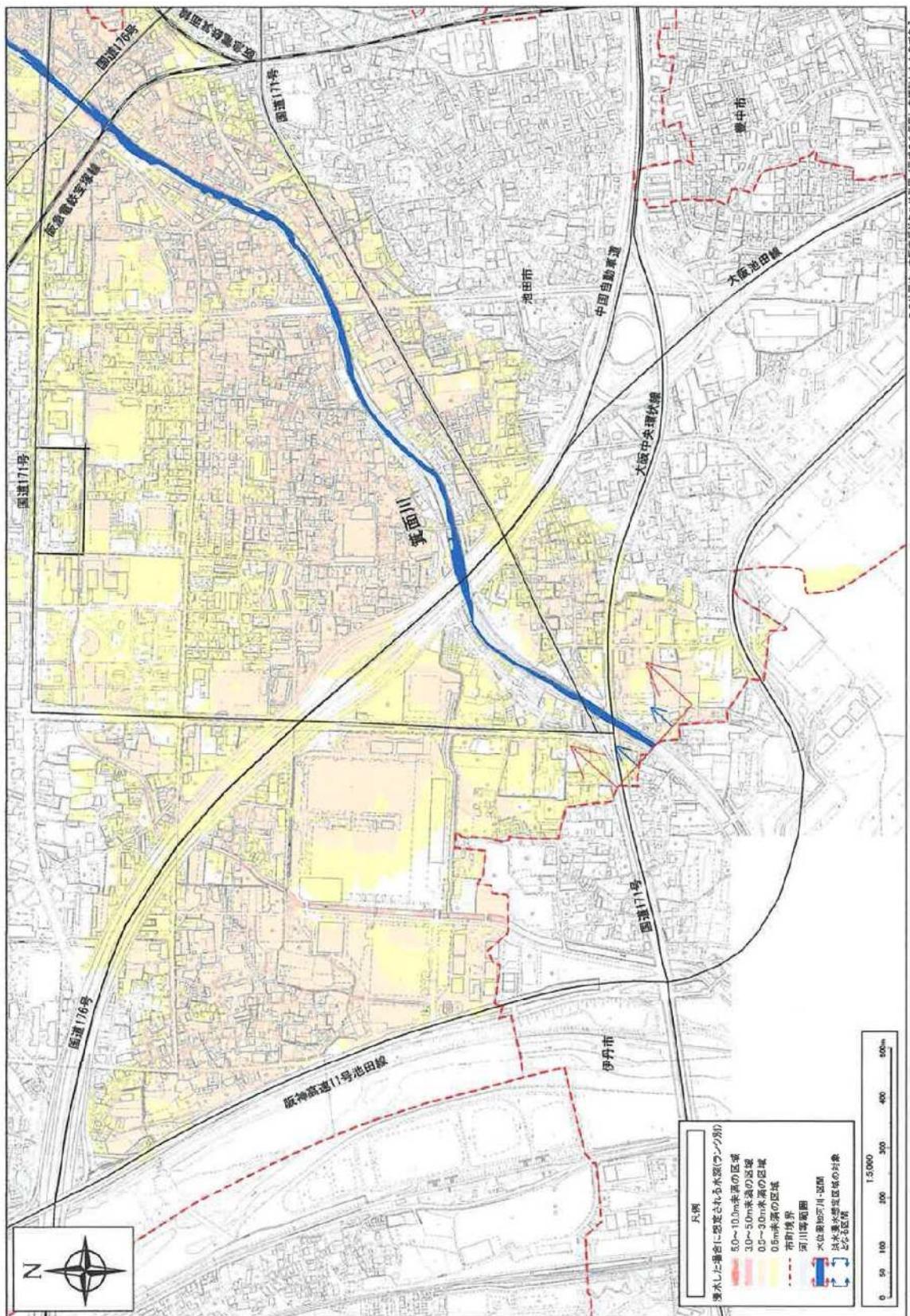
避難行動要支援者氏名

### 3 地区防災マップ<sup>o</sup>

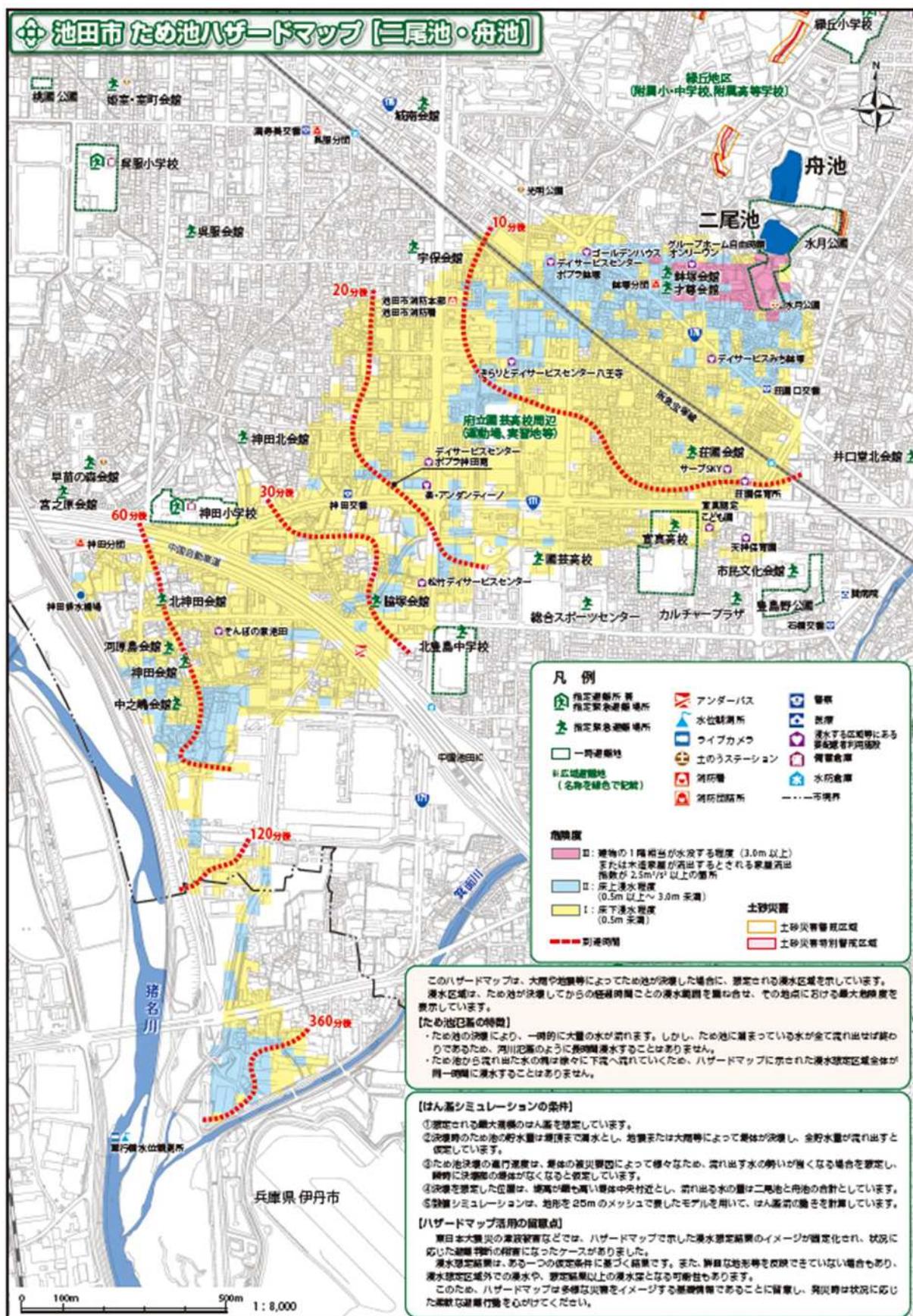
- (1) 莊園防災マップ
- (2) 淀川水系 箕面川・茶長阪川・石澄川 洪水浸水想定区域図  
(想定最大規模) 拡大図 1
- (3) 池田市ため池ハザードマップ【二尾池・舟池】
- (4) 池田市活断層図 (五月丘断層・坊島断層・野畠断層)
- (5) 南海トラフ巨大地震・有馬一高槻断層帯地震・上町断層帯地震  
の影響



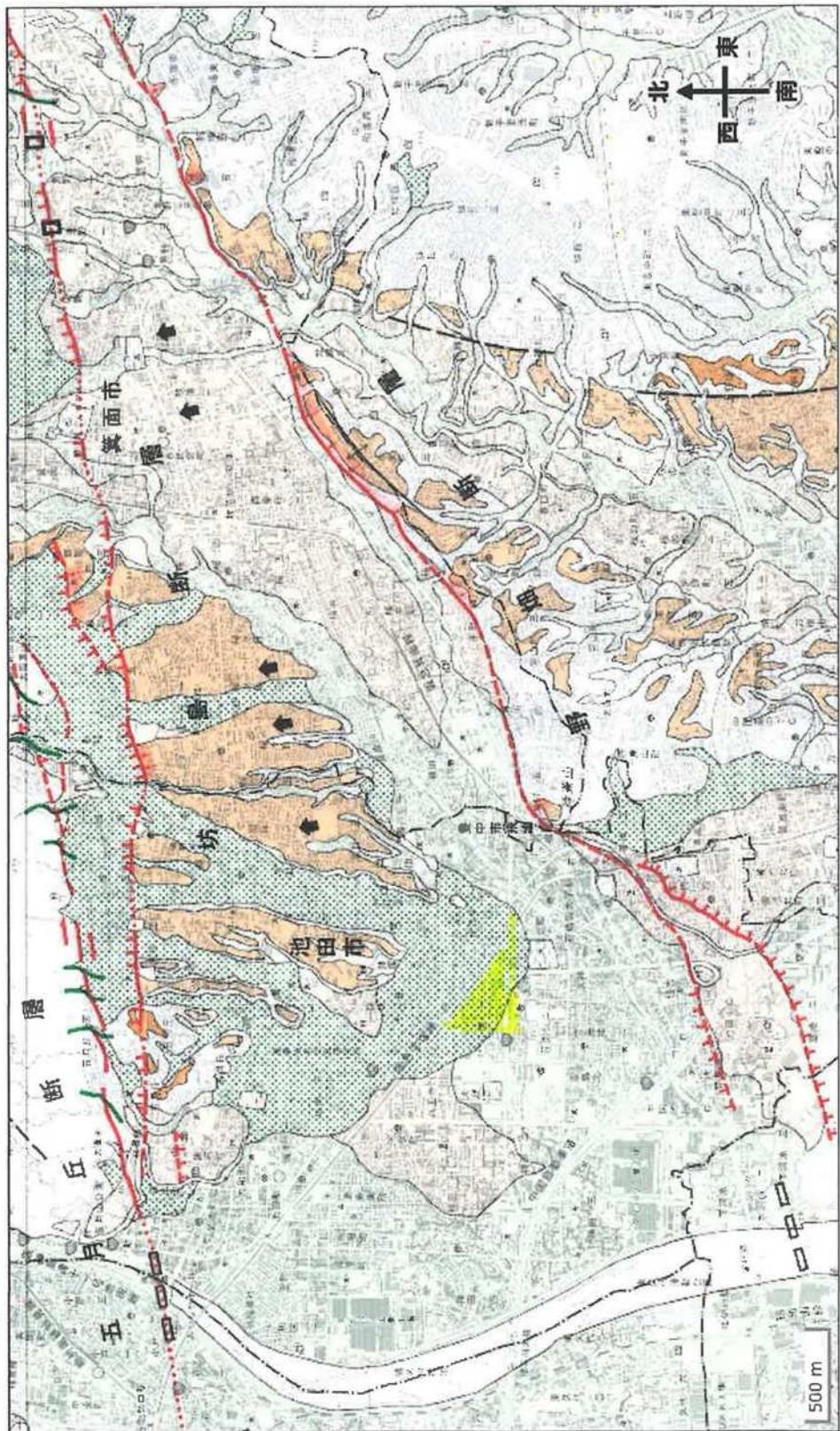
## 淀川水系 箕面川・茶長阪川・石澄川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模) 拡大図1



◆ 池田市 ため池ハザードマップ【三尾池・舟池】



池田市活断層図（五月丘断層・坊島断層・野畠断層）



南海トラフ巨大地震・有馬一高瀬断層帯地震・上町断層帯地震の影響

莊園1丁目

(震度及び液状化危険度)

	南海トラフ地震	有馬一高瀬断層帯地震	上町断層帯地震
地震の種類	海溝型地震	内陸型地震（直下型）	内陸型地震（直下型）
震度	6弱	6強	6強
液状化危険度	ほとんどなし	ほとんどなし	ほとんどなし

莊園2丁目

地震の種類			
震度	6弱	6弱	6弱
液状化危険度	ほとんどなし	中程度	中程度

出典（池田市ハザードマップ）

## 4 防災関係施設・資機材等リスト

### (1) 避難所・避難場所

区分	施設名	住所	避難所開設者	電話番号
指定避難所	北豊島小学校	豊島北3-12-1	市職員	072-761-8110
一時避難所	芳香園 莊園第二公園	莊園1-3	莊園1丁目防災会	090-3610-2441
指定緊急避難場所	宣真高校	莊園2-3-12	莊園1丁目防災会 ・市職員	072-761-8801

### (2) 関係機関・施設の連絡先

区分	施設名	住所	電話番号
市町村役場	池田市危機管理課	城南1-1	072-752-1111
医療機関	市立池田病院	城南3-1-18	072-751-2881
医療機関	マックシール翼病院	天神1-5-22	072-763-5100
消防署	池田市消防本部	八王寺1-2-1	072-751-0119
警察	池田警察署	大和町1-1	072-753-1234
電気	関西電力	上池田1-1	080-0777-8810
水道	池田市上下水道部	大和町1-10	072-752-1111
ガス	大阪ガス北東部事業部		0120-519-424

### (3) 保有防災資機材リスト

#### ア 情報収集・共有・伝達、初期消火

物品	数量	保管場所	備考
無線機	1台	鈴木宅	
拡声器	1台	防災倉庫	
ラジオ	1台	米山宅	
地図	数枚	防災倉庫	
模造紙	数枚	米山宅	
筆記用具	数本	防災倉庫	
マジック	3セット	米山宅	
消火器	3本	米山宅	
ヘルメット	10個	防災倉庫	
バケツ	3個	防災倉庫	
ホース	1本	防災倉庫	

## イ 救出・救護

物 品	数 量	保管場所	備 考
担 架	2組	防災倉庫	
運搬台車	3台	防災倉庫	
スロープ板	1台	防災倉庫	
ロープ	50m	防災倉庫	
はしご	1台	防災倉庫	
脚 立	2台	防災倉庫	
バール	1本	防災倉庫	
のこぎり	2本	防災倉庫	
工 具	一式	防災倉庫	
スコップ	1本	防災倉庫	
ワイヤーロープ	2巻	防災倉庫	

## ウ 避難所運営・給食・給水

物 品	数 量	保管場所	備 考
毛布	5枚	防災倉庫	
アルミプランケット	20枚	防災倉庫	
ブルーシート	5枚	防災倉庫	
テント	4張	防災倉庫	
テーブル	4台	防災倉庫	
簡易トイレ	2基	防災倉庫	
凝固剤	150袋	防災倉庫	
処理袋	100枚	防災倉庫	
暖房器具	1台	米山宅	
卓上コンロ	3台	米山宅	
暖房・コンロ用ボンベ	20本	米山宅	
トイレットペーパー	50ロール	米山宅	
ティッシュペーパー	20箱	米山宅	
マスク	200枚	米山宅	
消毒用アルコール綿	100枚	米山宅	
寸 脳	1個	防災倉庫	
非常食	120食	米山宅	
給水タンク	300×8本	防災倉庫	
パレット	4個	防災倉庫	
飲料水	500ml×120本	米山宅	
筆記具	一式	米山宅	
ゴミ袋	40L・70L×各20袋	防災倉庫	
充電器	2台	米山宅	
ソーラーパネル	2枚	米山宅	

## 5 地区防災タイムライン

### 警戒レベル 気象庁が発表

5	大雨特別警報・氾濫発生情報	庄園1丁目防災会	住民	池田市
4	土砂災害警戒情報・氾濫危険情報	一般住民への呼びかけ。 避難誘導開始。	危険な場所から全員避難（隣近所への避難の呼びかけ）。	災害対策本部の設置。 避難指示の発令。
3	大雨警報・洪水警報・氾濫警戒情報	地区防災対策本部設置。 被害避難状況の全体把握。 要援護者の支援開始。	避難に時間がかかる要援護者とその支援者は避難。	高齢者等避難の発令。 消防団必要要請。 地区内全避難所の開設。
2	大雨注意報・洪水注意報・ 氾濫注意報	班長・副本部長・本部長への連絡。 住民への注意喚起。 地区の状況確認。	自分の避難行動を確認。 住民への注意喚起の放送。	住民への注意喚起の放送。
1	早期注意情報			テレビ等/気象台ホームページ等から情報収集。

命の危険が迫っているため 直ちに身の安全を確保。
一般住民への呼びかけ。 避難誘導開始。
地区防災対策本部設置。 被害避難状況の全体把握。 要援護者の支援開始。
班長・副本部長・本部長への連絡。 住民への注意喚起。 地区の状況確認。

庄園1丁目防災会タイムライン（地震版）\*震度6弱以上を想定

	経過時間	一般的な出来事	庄園1丁目防災会	住民	池田市
初動	発災直後	地震発生。建物倒壊出火が始まる。停電断水ガスが止まる。	身の回りの安全確保。情報収集開始。	身の回りの安全確保。火の元確認、出火防止。	災害対策本部設置。 (職員参集)
対応	1時間まで	救命救急活動。 火災拡大。	地区災害対策本部設置。安否確認や被害情報収集・地区の見回り開始。	一次避難所へ移動。 要援護者支援。	住民へ注意喚起の放送。 被害状況調査。
応急対応	6時間まで	被災の中心地や範囲が判明。 自衛隊が到着。	避難所開設準備、資機材の搬入設置。 給水・給食活動、避難者の体調管理。	避難所へ移動。	職員が避難所開設。 支援物資の配送。
3日まで	1日まで	広域火災が鎮火、停電解消。 生き埋めなどの生存低下。	ボランティアと連携開始。 在宅避難者の把握と支援。		ボランティアセンター開設、応急危険度判定。
復旧	2週間まで	行方不明者の捜索完了・仮設住宅の建設水道ガスの復旧。			住宅被害認定調査。
復興	1ヵ月後	仮設住宅入居開始。	地区災害対策本部解散。		罹災証明書発行。 被災者支援制度。

## さいがい じ あんぴかくにんくんれん 災害時安否確認訓練

地域住民の安全を確保するには、より実効性のある取組が必要と考えます。

「安否確認リボン」の掲示の有無により外部から確認するためのものです。「安

否確認リボン」を使った災害時安否確認訓練を下記の通り行います。

### 記

実施日時：令和 年 月 日（日）雨天決行

午前 10時までに、無事ならば道路から見える玄関先に安否確認の黄色リボンを掲出してください。

\*班長が確認に回ります。確認カードをポストに入れておきます  
のでご確認下さい。

<当日留守の場合>

留守の方は、お出かけの際に安否確認リボンを玄関先に掲出してお出かけください。

<訓練の終了>

掲出した安否確認リボンを 13 時以降にお戻しください。（保管場所に戻す）

しょうえんいっちょうめぼうさいかい  
莊園1丁目防災会

\*安否確認リボンをお持ちでない方は、上記携帯に実施日の 1週間前までにご連絡ください。

# 災害が起きたら 黄色を掲げて 無事か 知らせよう

莊園防災会 配布の  
安否確認リボン

or  
黄色い何か



災害が起きたら…



玄関先で安否を知らせよう

莊園1丁目防災会「黄色い安否確認運動」

## 災害時安否確認訓練を実施しました

お宅の玄関先に黄色リボン（無事です）の掲出を

	かくにん 確認できました。
	かくにん 確認できませんでした。

本日、災害時安否確認訓練を実施し、各ご家庭の玄関先の

黄色リボン掲出の状況についての確認を行いました。

自宅内で発生した事故などを早期に発見し、救出につな

げるための取組になりますので、今後も安否確認訓練を実

施して行く予定です。なお、確認訓練が3回確認できない

場合、その後の確認作業は、行いませんのでご了承く

ださい。ご参加とご協力をお願い致します。

荘園1丁目防災会

令和 年 月 日 ( )